

決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 3 3 番 1 号
(名称) ナイス株式会社
(法人番号 2020001037946)

上記被審人に対する令和 2 年度 (判) 第 3 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法 (以下「法」という。) 第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官川嶋彩子、審判官城處琢也、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

(1) 納付すべき課徴金の額

金 2 4 0 0 万円 (法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実ごとの内訳は別表のとおり)

(2) 課徴金の納付期限

ア 前記(1)記載の課徴金のうち、別表番号×××記載の課徴金の納付期限

××××裁判所××××年 (××) 第××××号についての裁判が確定した日から 2 月を経過した日

ただし、法第 1 8 5 条の 8 第 6 項の規定による変更の処分があったときは、その変更の処分に係る文書の謄本を発した日から 2 月を経過した日

イ 前記(1)記載の課徴金のうち、別表番号×××記載の課徴金の納付期限

令和 2 年 1 1 月 1 1 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事

実が認められる。

なお、前記1(1)記載の課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実には、同一事件について公訴が提起され、その事件が裁判所に係属するものが含まれるもので(××××裁判所××××年(××)第××××号)、審判手続開始決定書別紙1の表中番号×××に係る事実は、上記事件の対象となっている有価証券報告書と同一の記載対象事業年度に係る有価証券報告書を対象とするものである(法第185条の7第23項)。

(※別表の添付《略》)

令和2年9月10日

金融庁長官 氷見野 良三

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている会社である。

被審人は、不適正な不動産販売による売上の過大計上、不採算子会社等の連結範囲からの除外等、不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等（以下「継続開示書類」という。）を提出したものである。

表

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
1	平成27年6月26日	第66期（平成26年4月1日～平成27年3月31日）に係る有価証券報告書	平成26年4月1日～平成27年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	当期純利益が▲1,030百万円であるところを488百万円と記載	・売上の過大計上 ・子会社の連結除外
2	平成29年6月29日	第68期（平成28年4月1日～平成29年3月31日）に係る有価証券報告書	平成28年4月1日～平成29年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲63百万円であるところを573百万円と記載	・子会社の連結除外
3	平成30年6月28日	第69期（平成29年4月1日～平成30年3月31日）に係る有価証券報告書	平成29年4月1日～平成30年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲152百万円であるところを301百万円と記載	・売上の過大計上 ・子会社の連結除外

4	令和元年 8月1日	第68期（平成28年4月1日～平成29年3月31日）に係る有価証券報告書の訂正報告書	平成28年4月1日～平成29年3月31日の連結会計期間	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が ▲63百万円であるところを99百万円と記載	・子会社の連結除外
---	--------------	--	-----------------------------	-------------	---	-----------

(注) 金額は百万円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1、同2、同3及び同4の各事実につき
法第172条の4第1項、第24条第1項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第66期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）に係る有価証券報告書について算出した課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(1,178,468円)

が

② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円となる。

表の番号2の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第68期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）に係る有価証券報告書（以下「第68期有価証券報告書」という。）について算出した課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(843,209円)

が

② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円となる。

表の番号3の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第69期事業年度（平成29年4月

1日から平成30年3月31日まで)に係る有価証券報告書について算出した課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(987,687円)

が

② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円となる。

表の番号4の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第68期有価証券報告書に係る令和元年8月1日提出の訂正報告書について算出した課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(843,209円)

が

② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円となる。